

○総務省告示第三百三十九号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定に基づき、昭和二十七年郵政省告示第三百六十一号（無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三日

総務大臣 新藤 義孝

第三項中「行なう」を「行う」に改め、第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

八 設備規則第四十九条の四の二に規定する海洋レーダーの無線局の無線設備であつて、A-A電波を発射するものにあつては、運用規則第二十三条、第二十六条第二項、第三十六条及び第三十七条の規定にかかわらず、二十分を超えない間隔で自局の識別信号を送信するものとする。

第九項中「行なう」を「行う」に改める。